

第2学年保護者 様

東京都立桜修館中等教育学校長

石崎 規生

(公印省略)

令和5年度学校徴収金の納入について（給食費徴収額変更）

日頃より、本校の教育活動に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年度学校徴収金について、年度当初に配布した徴収額のお知らせの中で、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下交付金）の検討が行われており、検討結果により給食費の徴収額が変更となる旨をお伝えしておりました。

この度、給食費徴収額の変更をお知らせいたします。

学校徴収金最終回の徴収額を変更することにより対応しますので、下記を御確認ください。

記

1 変更前給食費年間徴収額 年額**66,420円** (@410円×162回)

2 変更後給食費年間徴収額 年額**61,560円** (@380円×162回)

3 徴収方法

引き続き、御指定いただいているゆうちょ銀行口座からの口座振替により徴収を行います。

1回の口座振替につき、10円の手数料がかかりますので、併せて入金をお願いします。

4 各回の徴収金額及び徴収日（前日までに入金をお願いします）

（1）年3回払いの場合（4月末・7月末・9月末 ※土日祝の場合は翌営業日）

	納入月日	積立金	自治会費	PTA会費	給食費	1回分計
第1回	5月1日(月)	44,000	6,500	4,000	22,000	76,500
第2回	7月31日(月)	54,000			22,000	76,000
第3回	10月2日(月)	52,000			(変更)17,560	(変更)69,560
	合計	150,000	6,500	4,000	(変更)61,560	(変更)222,060

（2）年7回払いの場合（4月から10月までの各月末 ※土日祝の場合は翌営業日）

	納入月日	積立金	自治会費	PTA会費	給食費	1回分計
第1回	5月1日(月)	14,000		4,000	15,000	33,000
第2回	5月31日(水)	21,500	3,500		8,000	33,000
第3回	6月30日(金)	22,000	3,000		8,000	33,000
第4回	7月31日(月)	25,000			8,000	33,000
第5回	8月31日(木)	24,000			9,000	33,000
第6回	10月2日(月)	24,000			9,000	33,000
第7回	10月31日(火)	19,500			(変更)4,560	(変更)24,060
	合計	150,000	6,500	4,000	(変更)61,560	(変更)222,060

【問い合わせ先】東京都立桜修館中等教育学校 経営企画室 担当 望月

住所：〒152-0023 東京都目黒区八雲 1-1-2 電話：03-3723-9966

開庁時間：平日午前9時から午後4時30分(土日祝日・年末年始・入学選抜日・学校閉庁日を除く)